二二・〇三―二二・〇八	ＣＴＨ（第二二・〇七項及び第二二・〇八項の材料からの変更を除く。）。ただし、次の全ての要件を満たすことを条件とする。 生産において使用される第〇八〇六・一〇号、第二〇〇九・六一号及び第二〇〇九・六九号の全ての材料が締約国において完全に得られるものであること。 生産において使用される第四類の非原産材料の重量が産品の重量の四十パーセントを超えないこと。 生産において使用される第一七・〇一項及び第一七・〇二項の非原産材料の総重量が産品の重量の四十パーセントを超えないこと。
二二・〇九	ＣＴＨ（第二二・〇七項及び第二二・〇八項の材料からの変更を除く。）。ただし、生産において使用される第一〇・〇六項、第二〇〇九・六一号及び第二〇〇九・六九号の全ての材料が締約国において完全に得られるものであることを条件とする。

第二三類　食品工業において生ずる残留物及びくず並びに調製飼料

二三・〇一	ＣＴＨ
二三・〇二―二三・〇三	ＣＴＨ。ただし、生産において使用される第二〇類の非原産材料の重量が産品の重量の二十パーセントを超えないことを条件とする。
二三・〇四―二三・〇八	ＣＴＨ
二三・〇九	ＣＴＨ。ただし、次の全ての要件を満たすことを条件とする。 生産において使用される第二類及び第三類の全ての材料が締約国において完全に得られるものであること。 生産において使用される第四類及び第一九・〇一項の非原産材料の総重量が産品の重量の十パーセントを超えないこと。 生産において使用される第一〇類、第一一類、第二三・〇二項及び第二三・〇三項の非原産材料の総重量が産品の重量の十パーセントを超えないこと。 生産において使用される第一七・〇一項及び第一七・〇二項の非原産材料の総重量が産品の重量の三十パーセントを超えないこと。

第二四類　たばこ及び製造たばこ代用品

二四・〇一	ＣＣ
二四〇二・一〇	ＣＴＨ。ただし、生産において使用される第二四類の非原産材料の重量が産品の重量の三十パーセントを超えないことを条件とする。
二四〇二・二〇―二四〇三・九九	ＣＴＨ、 ＭａｘＮＯＭ三十五パーセント（ＥＸＷ）又は ＲＶＣ七十パーセント（ＦＯＢ）

第五部　鉱物性生産品

部注　この部における加工についての各規則に関する定義については、附属書三―Ａ注釈五を参照すること。

第二五類　塩、硫黄、土石類、プラスター、石灰及びセメント

二五・〇一	ＣＴＨ
二五・〇二―二五・三〇	ＣＴＨ、 ＭａｘＮＯＭ七十パーセント（ＥＸＷ）又は ＲＶＣ三十五パーセント（ＦＯＢ）

第二六類　鉱石、スラグ及び灰

二六・〇一―二六・二一	ＣＴＨ

第二七類　鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉱物性ろう

二七・〇一―二七・〇九	ＣＴＨ、 化学反応若しくは混合及び調合が行われること、 ＭａｘＮＯＭ五十パーセント（ＥＸＷ）又は ＲＶＣ五十五パーセント（ＦＯＢ）
二七・一〇	ＣＴＨ（第三八二四・九九号及び第三八二六・〇〇号のバイオディーゼルからの変更を除く。）又は 蒸留若しくは化学反応が行われること（ただし、生産において使用される第二七・一〇項、第三八二四・九九号及び第三八二六・〇〇号のバイオディーゼル（水素化植物油を含む。）がエステル化、エステル交換反応又は水素化処理によって得られるものであることを条件とする。）。
二七・一一	ＣＴＨ、 化学反応若しくは混合及び調合が行われること、 ＭａｘＮＯＭ五十パーセント（ＥＸＷ）又は ＲＶＣ五十五パーセント（ＦＯＢ）
二七・一二―二七・一五	ＣＴＳＨ又は 化学反応が行われること。

第六部　化学工業（類似の工業を含む。）の生産品

部注　この部における加工についての各規則に関する定義については、附属書三―Ａ注釈五を参照すること。

第二八類　無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の無機又は有機の化合物

二八・〇一―二八・五三	ＣＴＳＨ、 化学反応、精製、標準物質の生産若しくは異性体分離が行われること、 ＭａｘＮＯＭ五十パーセント（ＥＸＷ）又は ＲＶＣ五十五パーセント（ＦＯＢ）

第二九類　有機化学品

二九〇一・一〇―二九〇五・四二	ＣＴＳＨ、 化学反応、精製、粒径の変更、標準物質の生産、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること、 ＭａｘＮＯＭ五十パーセント（ＥＸＷ）又は ＲＶＣ五十五パーセント（ＦＯＢ）
二九〇五・四三―二九〇五・四四	ＣＴＨ（第一七・〇二項及び第三八二四・六〇号の材料からの変更を除く。）
二九〇五・四五	ＣＴＨ（ただし、第二九〇五・四五号の非原産材料は、その総額が産品のＥＸＷの二十パーセント又はＦＯＢの十五パーセントを超えないことを条件として、使用することができる。） ＭａｘＮＯＭ五十パーセント（ＥＸＷ）又は ＲＶＣ五十五パーセント（ＦＯＢ）
二九〇五・四九―二九〇五・五九	ＣＴＳＨ、 化学反応、精製、粒径の変更、標準物質の生産、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること、 ＭａｘＮＯＭ五十パーセント（ＥＸＷ）又は ＲＶＣ五十五パーセント（ＦＯＢ）